

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
慶 弔 規 程

(目的)

第1条 社会福祉法人米原市社会福祉協議会の慶弔はこの規程の定めるところによる。

(慶弔方法)

第2条 慶弔方法は次のとおりとする。

(1) 役員に対する基準

傷病見舞 10,000円 (入院10日以上のみ)

弔慰 ①本人

(イ) 弔電、楮1対もしくは生花1対

(ロ) 香儀20,000円

(ハ) 会葬

②一親等 (配偶者を含む)

(イ) 弔電、楮1対もしくは生花1対

(ロ) 香儀10,000円

(ハ) 会葬

(2) 評議員に対する基準

弔慰 ①本人

(イ) 弔電、楮1対もしくは生花1対

(ロ) 香儀20,000円

(ハ) 会葬

(3) 職員に対する慶弔の基準

結婚 20,000円

出産 10,000円 (配偶者を含む)

傷病見舞 10,000円 (入院10日以上のみ)

弔慰 ①本人

(イ) 弔電、楮1対もしくは生花1対

(ロ) 香儀30,000円

(ハ) 会葬

②配偶者

(イ) 弔電、楮1対もしくは生花1基

(ロ) 香儀20,000円

(ハ) 会葬

③1親等・同居の2親等 (パート職員については同居の1親等については、(イ)(ロ)までとし、それ以外は弔電のみとする。)

(イ) 弔電、楮1対もしくは生花1基

(ロ) 香儀10,000円

- (ハ) 会葬
- ④同居以外の2親等（パート職員については、除く）
- (イ) 弔電

(返礼)

第3条 返礼は、いかなる名義をもってするも禁止する。

(その他)

第4条 この規程に定めのないことは、別途協議する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年1月27日から施行する。

この規程は、平成21年7月28日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。